

【はじめに】

前回に引き続き、今回も8月に実施しました仕訳チェックを行った結果に基づき、誤りのあった具体的な事例の解説を行います。

今回は、下記のとおり、付随費用の取り扱いや仕訳作成のタイミングについて取り上げます。細かい点ですが、全庁的に統一的な仕訳作成の習慣づけができればと考えています。

【Contents】

1. 土木・建築工事等の付随費用（委託料）について
2. 歳入に係る仕訳作成のタイミングについて

1. 土木・建築工事等の付随費用（委託料）について

【実際に確認された仕訳】

橋梁建設のための詳細設計に係る委託料支払時

× (借) 物件費（委託料） 1,000,000 / (貸) 現金預金 1,000,000
【費用勘定】 【資産勘定】

【間違いの理由】

当該委託料は、橋梁建設のための詳細設計に係る費用の委託であり、設計費用はその内容により費用計上又は資産計上となります。

本市における橋梁を含む工作物に係る付随費用の取扱いは、固定資産管理マニュアルP20（注）19及びP29（注）37に記載されています。当該取引のように**詳細設計に係る委託料**は、下表のとおり、**付随費用に該当**し、固定資産の取得価額に含めて**資産計上**することとなります。しかし、今回の仕訳チェックでは行政コスト計算書の費用として処理されていたので、誤りとなります。

【固定資産管理マニュアルより】

区分	科目	内容
対象 (資産計上)	13節（委託料）※	測量費（実施設計・詳細設計に基づき行う測量・追加測量）
		実施設計費・詳細設計費・工事監理費
対象外 (費用計上)	11節需用費	登記費用・手数料・運搬料・印刷製本費・消耗品・通信費・工事原材料等・賃借料
	12節（役務費）	
	14節（使用料及び賃借料）	
対象外 (費用計上)	16節（原材料費）	調査費（土壌汚染調査、文化財調査、物件補償調査、磁気探査、環境調査、不動産鑑定委託料など）
	13節（委託料）	
		上記以外の設計費・工事監理費（基本計画・基本設計）

※実施設計・詳細設計に係る測量か、基本計画・基本設計に係る測量かを区分することが困難な場合は**全て資産**とする。

【参考基準】

固定資産管理マニュアル P20（注）19及びP29（注）37

【正しい仕訳例】

①支出命令時

(借) 建設仮勘定 1,000,000 / (貸) 現金預金 1,000,000
○ 【資産勘定】 【資産勘定】

【資産登録時】

②公有財産台帳、法定台帳登録時

(借) 工作物 1,000,000 / (貸) 建設仮勘定 1,000,000
○ (インフラ資産)
【資産勘定】 【資産勘定】

【解説】

詳細設計に係る委託料の支出命令時に、借方は建設仮勘定（貸借対照表の資産）が増加して、一方で貸方では同額を支出しているため、現金預金（貸借対照表の資産）を減額します。

その後、固定資産が完成・引き渡しを受けた後、資産登録時に建設仮勘定を本勘定（工作物－インフラ資産）に振り替える仕訳を作成することとなります。

(前ページからの続き)

元々、付随費用の考え方は、法人税法の取扱いに基づいています。法人税法では、下記のとおり、固定資産（減価償却資産）の取得価額には、購入代価（本体価格）に加えて、事業の用に供するために直接要した費用が含まれることとされています。本市においても、当該取り扱いに準じ、事業の用に供するために直接要した実施設計や測量などの委託料などを取得価額に含めることとしています。ただし、事業の用に供するために直接関連のない費用は、通常の物件費と同様に費用処理することとしています。

【法人税法施行令54、法人税法基本通達7-3-1の2、7-3-2、7-3-3の2】

購入した減価償却資産の取得価額には、原則として、その資産の購入代価とその資産を事業の用に供するために直接要した費用が含まれます。また、引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税などその資産の購入のために要した費用も含まれます。(※)

(※) 本市では東京都に合わせて、**運搬料は費用処理**することとしています。

2. 歳入に係る仕訳作成のタイミングについて

【実際に確認された仕訳】

平成27年4月13日（収納時）に下記調定時の仕訳と収納時の仕訳を同時に作成している場合

(借) 未収金 100,000,000 / (貸) 国庫支出金 100,000,000

【資産勘定】

【収入勘定】

(借) 現金預金 100,000,000 / (貸) 未収金 100,000,000

【資産勘定】

【資産勘定】

【仕訳作成時の留意事項】

国庫支出金及び県支出金に関して、収納日に調定と収納の両方の財務会計処理が行われています。そのため、未収金を計上する仕訳（調定日）と未収金の消込を行う仕訳（収納日）が同時に行われています。

本来、交付決定通知が到着した段階で歳入額が確定するため、調定時の仕訳を作成するものと解されますが、交付決定通知が到着した段階では仕訳が作成されていませんでした。

また、上記仕訳は部署により、取扱いが異なり、今回確認されたような仕訳を行っている部署もあれば、交付決定通知が到着した段階で調定時の仕訳を作成している部署も確認されました。

細かい点ではありますが、全庁統一的な財務会計処理が行えるように、交付決定通知が到着した段階で調定時の仕訳を作成するようにしてください。

【正しい仕訳】

①調定時（交付決定通知の收受日）

(借) 未収金 100,000,000 / (貸) 国庫支出金 100,000,000

【資産勘定】

【収入勘定】

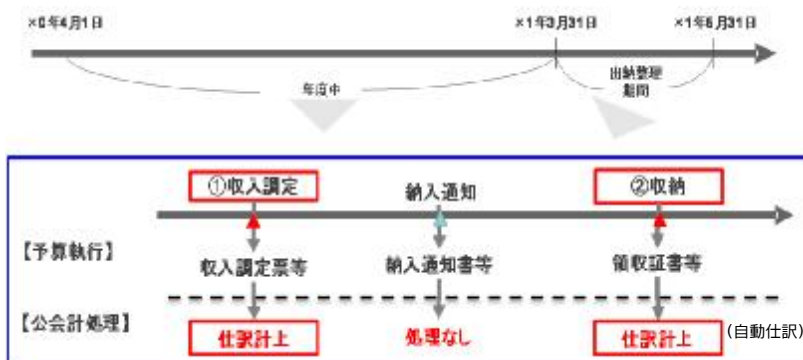
②収納時（入金の日付）

(借) 現金預金 100,000,000 / (貸) 未収金 100,000,000

【資産勘定】

【資産勘定】

【収入に係る仕訳作成のタイミング】



【参考】

1 調定書の作成時期等

(1) 収納に先立って調定し、納入通知をして収入収めるのが原則。(財務規則第42条)

①国、県支出金等は納入額が決定した日（交付決定通知を收受した時）

※平成27年度庶務担当者実務説明会テキスト
会計出納事務P2から抜粋

3. 今後の予定

11月に予定されています仕訳チェック【第2弾】につきましては、前回のチェック対象期間以降の仕訳を対象として、誤りやすい仕訳を集中的に件数を拡大して確認する予定です。

時期	内容	時期	内容
平成27年10～11月	実務研修	平成27年11月	仕訳チェック【第2弾】

◎ご質問等がございましたら、財政課までお問合せください。

連絡先：財政課 TEL:924-2908 FAX:931-3245 E-mail: zaisei@city.koriyama.fukushima.jp